

議案第9号

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部改正について

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

高校生世代の医療費助成について、現物給付方式へ移行し、子育て世帯の負担軽減と利便性を向上させるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例（平成29年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども」を「大学生等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例(平成29年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 平成29年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条～第4条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 医療保険各法の加入者であつて、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 18歳に達する日以後最初に到来する4月1日から22歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者で大学その他規則で定める教育施設に在学している者のうち、当該年度の市民税非課税世帯に属する保護者に扶養されている者(本市に住所を有しない者を含む。以下「大学生等」という。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略) (受給者証の交付)</p> <p>第5条 保護者は、規則で定めるところにより子育て支援医療費の給付及び助成に係る子どもに対して受給者証の交付を受けなければならない。ただし、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</u>についてはこれを交付しない。</p> <p>第5条の2～第17条 (略)</p>	<p>京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 平成29年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条～第4条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略) (受給者証の交付)</p> <p>第5条 保護者は、規則で定めるところにより子育て支援医療費の給付及び助成に係る子どもに対して受給者証の交付を受けなければならない。ただし、<u>大学生等</u>についてはこれを交付しない。</p> <p>第5条の2～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の
件 名

議案第 9 号

京丹後市子育て支援医療の給付及び助成に関する条
例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 **条例**
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>京丹後市では、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備をすることを目的として、子ども医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と慢性化予防及び保健の向上に寄与すべく子ども医療費助成事業を実施している。</p> <p>高校生世代の医療費助成について、現行の「償還払い方式」から、窓口負担を軽減する「現物給付方式」へ移行し、子育て世帯の利便性の向上を図り、さらなる子育てしやすい環境づくりを推進するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>《市民参加の状況》</p>																							
<p>《政策等の必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯の一時的な窓口負担の軽減を図り、経済的な負担軽減を実現する。 京都府内の医療機関を受診等した場合の市民の助成申請にかかる手続きの軽減を図ることで、子育て世代の利便性を更に向上させる。 	<p>有 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p> <p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1113 534 2121 678"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8年度当初予算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>558</td> </tr> <tr> <td>R8年度補正予算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の償還事務の負担の軽減が図られる。 令和8年4月以降、マイナ保険証の活用による地方単独医療費補助制度のオンライン資格確認が可能となる。現物給付化することでこの制度を利用する対象者の拡大が図られる。 						総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R8年度当初予算					558	R8年度補正予算					
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																			
R8年度当初予算					558																			
R8年度補正予算																								
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月4日 例規審査委員会 	<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1" data-bbox="1232 1013 2121 1093"> <tr> <td>まちづくり 27の施策</td> <td>5</td> <td>持続可能な地域医療体制の充実</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" data-bbox="1232 1228 2121 1340"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定年度</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						まちづくり 27の施策	5	持続可能な地域医療体制の充実	計画名称	策定年度	計画期間												
まちづくり 27の施策	5	持続可能な地域医療体制の充実																						
計画名称	策定年度	計画期間																						
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日</p>	<table border="1" data-bbox="1113 1340 2121 1449"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料 (有の場合は、その名称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民環境部</td> <td>保険事業課</td> <td>有 無</td> </tr> </tbody> </table>						担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)	市民環境部	保険事業課	有 無												
担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)																						
市民環境部	保険事業課	有 無																						